

# 証明書の発行について

営業許可証・検査確認証を紛失・破損等した場合や承継（営業譲渡、相続等）により施設名称や営業者情報に変更があった場合等、現在の許可・届出情報についての証明が必要な場合、証明書を発行することができます。

なお、営業許可証・検査確認証の再発行は行っておりません。

## 1 対象の業種（生活衛生関係）

- (1) 営業許可証：旅館、公衆浴場、興行場
- (2) 検査確認証：理容、美容、クリーニング

## 2 手続きの方法

- (1) 営業者または開設者が来所してください。営業者または開設者が来所できない場合は、委任状をご用意ください。
- (2) 証明書の発行にあたり、以下の内容を記載していただきます。

	個人の場合	法人の場合
住所	住所	登記上の法人事務所所在地
氏名	氏名	法人名、代表者名及びその役職
生年月日	記載必要	記載不要

※本人（法人の場合は代表者）の自署または押印が必要です。

- (3) 内容に不備がなければ、その場で発行できます。確認作業で10～20分程度のお時間をいただきます。
- (4) 発行手数料 1通 650円（現金のみ）

問い合わせ先：

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

岡山市保健福祉会館 2階

岡山市保健所衛生課 環境衛生係

電話：086-803-1258